



## Progress in Nuclear Science and Technology 出版要領

平成 27 年 6 月 4 日 編集委員会承認

### (目的)

第 1 条 一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）編集委員会は、日本原子力学会論文誌に関する規約（0801-02）の第 3 条 3 の規定に基づき、Progress in Nuclear Science and Technology（以下、「PNST」という）の出版に関する事項を PNST 出版要領（以下、「本要領」という）に定める。

### (企画と採否)

第 2 条 本会が主催または共催する国際会議の論文集は、本会編集委員会（以下、「編集委員会」という）で許可された場合、PNST の 1 巻として、冊子体と電子媒体の形態で刊行することができる。

第 3 条 国際会議の運営を担当する組織（以下、「会議組織」という）の代表者は、PNST として論文集刊行を希望する場合、国際会議論文集発行の企画を本要領別紙の様式 1 の申請書により編集委員会に申し出る。

第 4 条 編集委員会において前条の企画を審議し、採否を決める。

### (小委員会の設置)

第 5 条 企画が採用された国際会議の会議組織内に国際会議論文集編集小委員会（以下、「小委員会」という）を設置する。

第 6 条 小委員会は、会議組織が推薦する委員からなり、編集委員会委員またはその経験者を含むこととする。会議組織代表者は企画申請の際に、小委員会委員名簿案を様式 1 申請書の添付書類にて編集委員会に提出し、承認を得る。

第 7 条 小委員会は、会議組織による論文の募集または推薦に応募して投稿された原稿の審査、査読担当者の選定、審査進捗管理、採否の決定などの論文集編集業務と、印刷・校正・発送・データベース化（DOI 識別子：Digital Object Identifier の付与を含む）に関わる作業などの出版業務をおこなう。DOI 付与手続きならびに作業依頼先は、編集委員会に確認すること。

第 8 条 小委員会の設置期間は当該論文集の発行に関わる業務が終わるまでとする。

### (PNST の基準・体裁)

第 9 条 原稿の内容は、本会英文論文誌（以下、「英文誌」という）に受理可能な範疇の総

説、論文、技術資料（以下、「論文等」という）に限る。

第10条 論文等は、小委員会の責任において、英文誌への投稿論文等の審査方法・基準に準じた審査をおこなう。小委員会は審査の記録を、小委員会設置期間終了時に編集委員会に提出する。

第11条 論文集のタイトルは、“Progress in Nuclear Science and Technology, Vol.xx Year”とする。ここで、xx は通巻 Volume 番号、Year は出版年である。ページ数は Volume の中で定める。小委員会は、編集作業終了時に編集委員会に報告し、論文集の印刷・発行前に Volume 番号の付与を受けること。引用における略式表示は、Prog. Nucl. Sci. Technol. とする。

第12条 PNST の論文等の書式・段組・印刷形態は、可能な限り英文誌と類似させる。表紙デザインは指定の様式を基準にするが、任意の意匠を加えることができる。

（経費の負担）

第13条 編集・出版・データベース化（DOI 識別子の付与手続き費用を含む）ならびに電子媒体での公表に際して発生する経費は、会議組織が負担する。

（著作権・新規性）

第14条 PNST に掲載される論文等の著作権は本会に帰属する。すべての著作権譲渡書類は、出版時までに、学会事務局へ送付すること。

第15条 PNST に掲載された論文等は、同一内容で英文誌へ投稿することはできない。

（その他）

第16条 小委員会は PNST が発刊された場合、編集委員会に 6 冊（6 部）寄贈すること。

（変更）

第17条 本要領の変更は、編集委員会が決定する。

#### 附則

1. 本要領は、平成 23 年 5 月 13 日から施行する。
2. 改定履歴
  - ① 平成 22 年 8 月 6 日 編集幹事会確認、平成 23 年 5 月 13 日 編集委員会承認
  - ② 平成 23 年 11 月 4 日 編集幹事会確認、平成 23 年 11 月 16 日 編集委員会承認
  - ③ 平成 25 年 11 月 5 日 編集幹事会確認、平成 25 年 11 月 21 日 編集委員会回議承認

#### 附則

1. 平成 23 年 11 月 16 日承認の要領は、同日から施行する。

附則

1. 平成 25 年 11 月 5 日承認の要領は、同日から施行する。

附則

1. 平成 27 年 6 月 4 日承認の要領は、同日から施行する。